

羽津小学校ほか１９校小荷物昇降機設備賃貸借 仕様書

１．目的

既設の小荷物昇降機設備を更新し、その後の保守を行うことにより、学校給食の運営を円滑に実施することを目的とする。

２．設置場所

四日市市大宮町ほか１９町地内

３．対象学校数

２０校２５基更新及び１校１基撤去（詳細は別紙１ 対象機器表に記載）。

４．契約期間

契約日から令和９年９月３０日まで。

５．賃貸借期間

「７．事業実施スケジュール」による。
なお、本契約は債務負担行為を設定する。

６．業務内容

- （１）設計図書作成
- （２）計画通知等に必要な書類作成・提出
- （３）小荷物昇降機の更新
- （４）既設小荷物昇降機の撤去・処分
- （５）施工期間中の給食運搬（役務行為）
- （６）更新した小荷物昇降機の賃貸借
- （７）維持管理（定期点検、保守点検含む）

７．事業実施スケジュール

（１）令和６年度

令和６年度中に「別紙２ 小荷物昇降機更新スケジュール」のNo.１～１１を原則番号順に設計・施工を完了させること。なお、複数校を同時に施工することも可能とする。

笹川小学校南校舎の小荷物昇降機は夏季休暇中に撤去を行うこと。

実施内容	スケジュール
設計・施工期間	事業契約締結日～令和７年３月３１日
賃貸借期間	令和７年４月１日～令和９年３月３１日

（２）令和７年度

令和７年度９月３０日までに「別紙２ 小荷物昇降機更新スケジュール」のNo.１２～No.２０を原則番号順に設計・施工を完了させること。

実施内容	スケジュール
設計・施工期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日 (令和6年度にNo.11までの設計・施工が終了している場合は令和6年度中の着手も可とする。)
賃貸借期間	令和7年10月1日～令和9年9月30日

8. 賃貸借料の算出

- (1) 賃貸借料は、調査、設計、設置工事を含め、算出すること。
- (2) 支払いスケジュールは下記の通りとし、契約金（税抜）の計算後千円未満切り捨てとした額に消費税を加える。
 令和6年度 ¥0－
 令和7年度 9月末日 契約金額の12.5%以内
 令和7年度 3月末日 契約金額の25%以内
 令和8年度 9月末日 契約金額の25%以内
 令和8年度 3月末日 契約金額の25%以内
 令和9年度 9月末日 契約金額の12.5%以内
 なお、未払い金額が生じる場合は、最終支払い時に請求することとする。
- (3) 賃貸借料については、固定資産税は免除とする。
- (4) 令和6、7年度の事前使用期間における賃貸借料、保守費用及び保険類等に係る費用についても契約金額に含めること。
- (5) 対象機器については、「建物内設備・什器等を対象とした火災保険（※）」に加入することとし、その費用を賃貸借料に含めること。
 ※建物内設備・什器等を対象とした火災保険は下記の補償内容を備えることとする。
 ①火災、落雷、破裂、爆発
 ②風災、雹災、雪災
 ③水ぬれ
 ④航空機の墜落、車両の衝突等
 ⑤水災
 ⑥電氣的または機械的事故
- (6) 賃貸借期間終了後、本契約において設置した設備機器等の全てを発注者へ無償譲渡すること。
- (7) 原則として本契約に生じる権利または義務を第三者に譲渡する、もしくは継承させる、またはその権利を担保に供することはできない。しかし、発注者の承認を得た際には、その限りではない。

9. 機器仕様

- (1) 機器能力、台数等は「別紙1 対象機器表」及び「別図1～3」を参照すること。
- (2) 機器仕様は原則最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）に則り、かごの材質はステンレスとすること。
- (3) 小荷物昇降機設備は経済的に省エネルギーや省コストに配慮した機器とし、安全性、操作性の良好さ等を考慮したものとする。
- (4) 遮煙機能を有する建築基準法第112条第1項、特定防火設備の構造方法の基準に適合すること。
- (5) 押し下げ等の開閉機構で相じゃくりや突合せゴム（難燃ゴム）等により隙間が生じない構造とすること。

- (6) 自動的に閉鎖するか、又は開放警告ブザーが設置されている等、確実に閉鎖が行われるものであること。
- (7) 1 階のみ運転を休止できるスイッチを設けること。
- (8) 機器の高調波対策を行うこと。
- (9) 選定した機器は、発注者の承諾を得てから発注、施工すること。
- (10) 小荷物昇降機設備等には、本契約の借上物品であることが判別しやすいように、ラベル等により表示すること。また賃貸借期間満了時に撤去すること。
- (11) 本業務で設置する機器等は未使用品とすること。

10. 設置（施工）仕様

- (1) 三方枠・敷居は原則として残置し、更新を行うこと。
- (2) 機器の選定により三方枠・敷居等を更新する必要になった場合は、受注者の負担にて更新工事を行う。その際の材質はステンレス製とすること。
- (3) 施工前に計画通知に必要な書類を作成し、提出すること。また計画通知申請手数料は受注者負担とする。
- (4) 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、学校及び給食運営に支障をきたさないように協力すること。また、大きな騒音、振動を伴う作業は原則として、休校日や放課後に行うこと。
- (5) 施設管理者と施工日時、安全管理、養生等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。
- (6) 工事期間中は、児童、教職員をはじめとした施設利用者の安全確保に努めること。
- (7) 給食室に隣接している場所に設置されている場所もあるため、人や物の動線を考慮するとともに、粉塵が外に出ないように仮囲いを設置すること。
- (8) 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
- (9) 大型車両通行時には、交通誘導員を配置し、安全確保に努めること。
- (10) 学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
- (11) 学校開校日の現場入場は午前 8 時 30 分以降とすること。
- (12) 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
- (13) 受注者は、契約締結後速やかに設置に関する現地調査を実施し、発注者及び対象校と十分協議すること。
- (14) 事前調査により小荷物昇降機設備設置に支障をきたす状況が確認できた場合、事業者は発注者に報告し、協議を行うこと。
- (15) 外壁の穴開け等を行う前には、鉄筋や埋込電線等を切断しないよう事前に調査を行い、施工すること。
- (16) 工事を計画するにあたり、工事工程表、仮設計画図、実施設計図、設計計算書、施工計画書、施工要領書、使用機材一覧表、納入仕様書、その他発注者が求める書類等を提出し、発注者の承諾を受けてから施工すること。その他、着手届や完了届等の提出書類は発注者の指示による。
- (17) 機器更新、配管、配線、工事用仮囲い設置、試運転調整、既設機器の撤去処分等、本契約に関わる工事費一切は賃貸借に含めること。設置については、各機器製造者仕様ならびに最新版の公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）、学校給食衛生管理基準及び学校環境衛生基準を参考とし、関係する法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (18) 配線工事で使用する電気配線の種類は原則、エコケーブルとすること。
- (19) 更新前後に絶縁測定を行うこと。

- (20) 建築副産物の処理について、撤去及び設置により発生した建設廃棄物は、関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）を遵守し、適正処理に努めること。また、マニフェスト伝票の写しを発注者へ提出すること。
- (21) アスベストの調査費及び処分費（収集運搬含む）が発生した場合は、賃貸借料の変更について、発注者との協議とする。
- (22) PCB含有の可能性があるコンデンサー等を発見した場合は発注者に報告すること。
- (23) 施工に際し、現場を管理するものとして技術士（機械部門又は総合技術監理部門）もしくは昇降機設置工事の実務経験者を適正に配置すること。施工を下請けする場合は、本契約の受注者と直接契約する者（工事元請）の中から配置することとし、施工計画書等にて適切な配置が確認できる資料を発注者に提出すること。
- (24) 工事期間中、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険に加入し、証書の写しを提出すること。
- (25) 官公庁ほかへの必要な打ち合わせ及び届出手続等を、遅延なく適切に行うこと。
- (26) 地域への貢献として、市内に本店を有する事業者を可能な限り活用する等地域経済の活性化に努めること。
- (27) 工事後、完了検査申請書等を作成し、完了検査を受けること。また完了検査手数料は受注者負担とする。
- (28) 施工完了した箇所から試運転を行い、引渡し前においても、小荷物昇降機設備の部分使用ができるようにすること。
- (29) 工事用電力及び水は校内既存のものを無償で利用できるものとする。
- (30) 笹川小学校南校舎の小荷物昇降機については、撤去後防火区画を行い、シャフト内に人が転落、侵入等しないよう措置を講じること。
- (31) 設置工事については現場作業を週休2日制（4週8休）とすること。

11. 役務行為

- (1) 食品衛生責任者を配置すること。
- (2) 小荷物昇降機更新工事中は給食の上階への運搬ができないため、上階への給食運搬業務を行うこと。
- (3) 役務行為を行う人数は各校2人以上とすること。
- (4) 運搬業務の内容は「別紙3 役務行為概要」の通りである。
- (5) 1階各教室への運搬は学校にて行う。
- (6) 運搬業務を行う者は名札、清潔なエプロン、帽子、マスク、上履きを着用すること。
- (7) 名札、エプロン、帽子、マスク、上履き、ハンカチは受注者負担にて用意すること。
- (8) 業務前にアルコール消毒、手洗いをを行い、「別紙4 給食運搬者衛生チェックリスト」に記入を行うこと。
- (9) アレルギー対応の給食があるため、各階の配膳台に乗せるのは調理員で行う。
- (10) 夏休み、冬休み、春休み等の給食業務がないときは、役務行為を行う必要はない。
- (11) 各校工事着手前までに、作業員名簿等を発注者及び学校に提出すること。

12. 賃貸借期間

- (1) 受注者は、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検及び納入したメーカーが定める点検を行い発注者に報告すること。点検の結果、指摘ありとなった場合は、受注者にて現場確認のうえ、修繕又は更新を行うこと。その他、消耗品および部品の交換、修繕等が必要となった場合は受注者にて行うこと。
- (2) 賃貸借期間中、設置した小荷物昇降機設備において、部品の交換や修繕等で不具合が解消

できない場合は、速やかに仮設および小荷物昇降機設備の取替を計画すること。

- (3) 賃貸借期間中、発注者または対象校から小荷物昇降機設備使用に起因する、学習環境に関する苦情（運転不良、騒音等）及び機器の故障等による不具合発生の連絡があった際は、速やかに原因を調査し、不具合を解消すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、本賃貸借の性質上必要と推測されるものは、受注者の責任において、誠実に対処しなければならない。
- (5) 故障時の連絡先窓口は一本化し、対象設備機器に故障が発生した場合、現場へ出向き故障確認、修理を行い、学校運営に影響が出ないように対応すること。

13. 成果品の納品

受注者は賃貸借物品の賃貸借期限までに、以下を提出すること。

- ・完成図書（実施設計図書及びそれに係る計算書、試験成績書、完成図面、設置機器一覧表、設置機器図面、出荷証明書、完成写真、工事写真等）
紙図面 1 部及び電子データ（図面データは J W C A D 及び P D F 形式）による C D - R 形式 1 部
- ・保険に関する書類 1 式
- ・その他発注者から指示した事項

14. その他

- (1) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定することとする。
- (2) 賃貸借期間の開始は、機器等の設置完了後、検査に合格した上で、No.1～11 については令和 7 年 4 月 1 日から、No.12～20 については令和 7 年 1 0 月 1 日からとするが、設置した箇所から順次、仮使用を認めるものとする。なお、仮使用期間中に器具等の不具合が発生し、その原因が受注者にあるときは、受注者の負担で物品の修繕等を実施すること。

15. 注意事項

- (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

- (2) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の受注を受けた者（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 2 9 年 2 月 2 8 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

- (2) (1) に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 1 1 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高ことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督職員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受託者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

別紙1 対象機器表

1. 更新機器

No,	学校名	校舎名	建築年度	構造	階数	現状荷重
1	羽津小学校	北校舎	S46	RC造	1～3	300
		南校舎	S51	RC造	1～3	200
2	泊山小学校	教室棟	S47	RC造	1～3	300
3	常磐西小学校	北校舎	S48	RC造	1～3	200
4	笹川小学校	北校舎	S48	RC造	1～3	300
		中校舎	S58	S造	1～3	200
5	大谷台小学校	教室棟	S50	RC造	1～3	300
6	三重西小学校	管理棟	S50	RC造	1～3	300
7	下野小学校	北校舎	S51	S造	1～3	300
		南校舎	S50	RC造	1～3	200
8	大矢知興譲小学校	北校舎	S50	RC造	1～3	300
9	桜台小学校	北校舎	S52	RC造	1～3	300
10	桜小学校	南校舎	S51	S造	1～3	200
11	水沢小学校	教室棟	S52	S造	1～3	200
12	保々小学校	北校舎	S59	RC造	1～3	300
		中校舎	S51	RC造	1～3	300
13	富洲原小学校	中校舎	S52	RC造	1～3	300
14	三重北小学校	南校舎	S53	RC造	1～3	300
15	八郷西小学校	中校舎	S53	RC造	1～3	300
16	四郷小学校	管理棟	S53	RC造	1～3	300
17	神前小学校	北校舎	S 55	RC造	1～3	300
		中校舎	S 55	S造	1～2	300
18	県小学校	南校舎	S56	S造	1～3	300
19	小山田小学校	管理教室棟	S52	S造	1～3	200
20	日永小学校	北校舎	S61	RC造	1～2	300

2. 撤去機器

No,	学校名	校舎名	建築年度	構造	階数	現状荷重
1	笹川小学校	南校舎	S54	RC造	1～3	300

別紙2 小荷物昇降機 更新スケジュール

参考

				令和6年度												
				台数												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
契約																
No. 1	羽津小	2														
No. 2	泊山小	1														
No. 3	常磐西小	1														
No. 4	笹川小	2														
No. 5	大谷台小	1														
No. 6	三重西小	1														
No. 7	下野小	2														
No. 8	大矢知興譲小	1														
No. 9	桜台小	1														
No. 10	桜小	1														
No. 11	水沢小	1														
No. 12	保々小	2														
No. 13	富洲原小	1														
No. 14	三重北小	1														

			台数	令和7年度											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
No. 13	富洲原小	1													
No. 14	三重北小	1													
No. 15	八郷西小	1													
No. 16	四郷小	1													
No. 17	神前小	2													
No. 18	県小	1													
No. 19	小山田小	1													
No. 20	日永小	1													

：設計

：施工

別紙3 役務行為概要

※参考

通常時

時刻	内容
11:40	調理員が調理し終わった給食を各食缶に詰める
11:50	詰めた食缶は一度平台に乗せる
	平台から各クラスのワゴンに乗せる
12:00	ワゴンを小荷物昇降機で各階へ
12:05	ワゴン待機場所に移す
12:15	給食係がワゴンを各教室へ
12:30	～昼食～
13:00	児童が食缶をワゴンに乗せワゴン待機場所へ
13:30	調理員が小荷物昇降機でワゴンを1階に降ろす
	ワゴンを給食室へ運ぶ

赤文字 調理員

青文字 事業者

緑文字 児童

工事中

時刻	内容
11:25	3限目と4限目の間に各教室の配膳台を廊下に出す
11:30	指定された手洗い場にて手洗いとチェックリストを記載する
11:40	調理員が調理し終わった給食を各食缶に詰める
11:50	詰めた食缶を各クラスのワゴンに乗せる
12:00	ワゴンを階段まで運ぶ
12:05	食缶等を上階まで運び、上階で待機している調理員に渡す
12:20	各クラスの配膳台に食缶等を配置する
12:30	～昼食～
13:00	食缶が乗った配膳台を廊下に出す
13:15	各階配膳台の食缶を一階のワゴンに乗せる
13:30	ワゴンを給食室前へ運ぶ

赤文字 調理員

青文字 事業者

緑文字 児童

別紙4 給食運搬者衛生チェックリスト

学校名：

月 日 ~ 月 日

[illegible]